

平成28年度

教育事務点検・評価結果報告書

平成29年1月

結城市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
	教育事務点検・評価の流れ	3
4	点検・評価結果の活用	4
5	点検・評価結果の概要	4
	(1) 事務事業評価	4
	① 事務事業の件数	4
	② 評価項目と評価の視点	4
	③ 事業の方向性と内容	5
	④ 事務事業の改善方向性	7
	(2) 学校評価	8
	① 共通評価項目	8
	② 評価基準	8
	③ 目標の達成状況	9
6	施策別点検・評価対象事業一覧表	10
7	平成28年度教育事務点検・評価結果一覧表	12

【参考資料】

○	結城市教育事務点検・評価実施方針	17
○	結城市教育事務評価委員設置規則	19
○	結城市学校評価実施要項	21
○	学校関係者評価委員会運営規程	23
○	関係法令（抜粋）	25
○	教育事務点検・評価の実施経過	26

1 趣旨

本市では、平成23年3月に第5次結城市総合計画を策定し、「未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり」を教育・文化の基本目標に掲げ、各種の施策・事業に取り組んでいるところです。

教育委員会の施策・事業については、これまでも広報誌やホームページ等で市民の皆様にお知らせしてまいりましたが、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月からは、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

教育委員会では、市民の皆様への説明責任を果たし、信頼される開かれた教育行政を推進するとともに、効果的な教育行政の一層の推進を図るため、学校評価も対象とした「教育事務の点検・評価」を実施しており、その結果を報告するものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、教育に関する新規事務事業、主要事務事業及び一般事務事業、並びに学校が実施している学校評価を対象としています。

(1) 新規事務事業

平成29年度から平成31年度の間を開始又は実施される事業。

(2) 主要事務事業

第5次結城市総合計画基本計画において、「主要事業」として位置づけられた事業で、平成27年度に実施したもの。

(3) 一般事務事業

主要事務事業以外の事業（主に第5次結城市総合計画基本計画において、施策の「主な取り組み」として位置づけられる事業）で、平成27年度に実施したもの。

(4) 学校評価

平成27年度の教育活動その他の学校運営のうち、結城市学校評価実施要項に基づき、教育委員会が指定した学校評価共通評価項目。

3 点検・評価の方法

(1) 点検・評価に当たっては、事務事業及び学校評価共通評価項目の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の取組みの方向性を示しています。

(2) 結城市が実施している行政評価システムを活用し、評価対象事業について、担当職員の記入者評価、及び担当課長の平成28年度以降の事業の方向性の判断（一次評価）を行い、企画調整会議において、一次評価の内容及び方向性が適切か、全庁的な視点に立ってチェック（最終評価）を行いました。

- (3) 行政評価における事務事業の内部評価，並びに学校評価における共通評価項目の自己評価，及び学校関係者評価の結果を取りまとめ，点検・評価の客観性を確保するため，教育に関し学識経験を有する方々の外部評価とご意見をお聴きしたうえで，教育委員会において最終点検・評価を行いました。
- (4) 学校評価については，評価を行うことにより，学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないように，当該学校における学校運営等の目標の達成状況や取組の適切さ等について評価を行いました。

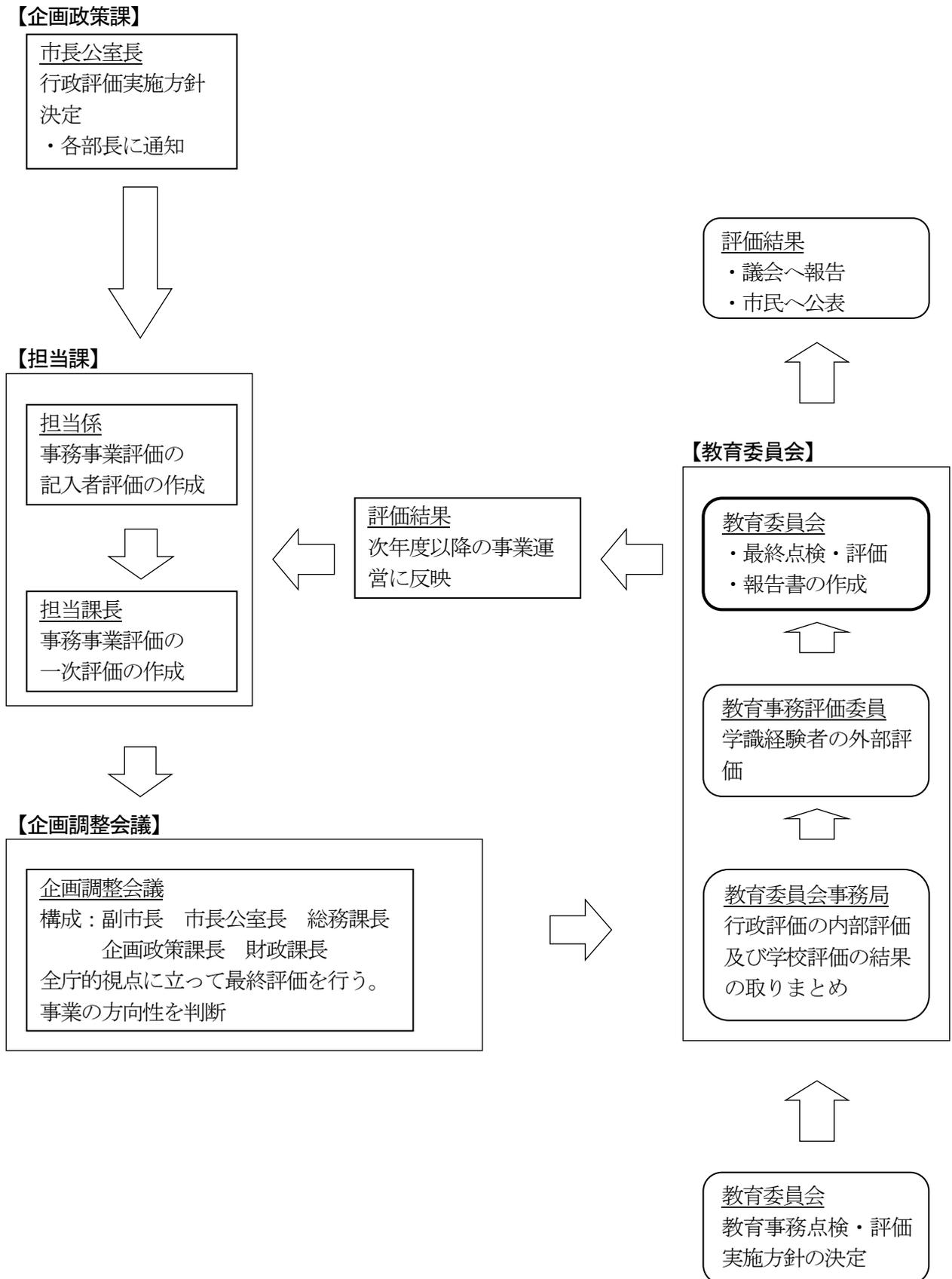
外部評価をいただいた「教育事務評価委員」の方々は，次のとおりです。

結城市教育事務評価委員（敬称略）

区 分	氏 名	役 職 等
代表評価委員	伊 東 健	元結城市教育委員会教育長
評 価 委 員	柳 田 正 子	元結城市教育委員会教育委員
評 価 委 員	廣 江 敏 男	結城市代表監査委員

※任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日（2年）

教育事務点検・評価の流れ



4 点検・評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、事務事業及び教育活動の具体的な見直し、改善等を行い、次年度以降の事業運営及び学校運営に反映させます。

5 点検・評価結果の概要

(1) 事務事業評価

① 事務事業の件数

平成28年度においては、平成29年度以降の新規事務事業並びに第5次結城市総合計画実施計画に位置づけられており、平成27年度から継続して実施している主要事務事業、及び一般事務事業を対象に評価を行いました。評価の対象とした事務事業の件数は全部で30件であり、その内訳は次のとおりです。

評価区分	件数
新規事務事業	4件
主要事務事業及び一般事務事業	26件
合計	30件

これらの事務事業を、次の評価項目について、運営上の問題や課題を明らかにしたうえで評価を行い、次年度以降の事業の方向性を診断しました。

② 評価項目と評価の視点

【新規事務事業】（事前評価）

評価項目		評価の視点
必要性評価	事業の必要性	事業の必要性が高いかどうかを評価します。
妥当性評価	実施主体の妥当性	行政が実施すべき事業であるかを評価します。
	手段の妥当性	事業遂行の手段として妥当であるかを評価します。
効率性評価	コスト効率 人員効率	コスト効率、人員効率は高まるかを評価します。
公平性評価	受益者の公平性	受益者が特定の個人や団体に偏っていないかを評価します。
有効性評価	成果の向上	成果指標を達成することで、事業成果をあげることができるかを評価します。
進捗度評価	事業進捗度 (リスク対応)	事業進捗にあたり、想定されるリスク、その対応方法があるかを評価します。

【主要事務事業】及び【一般事務事業】（事後評価）

評価項目		評価の視点
必要性評価	事業の必要性	事業の必要性が高いかどうかを評価します。
妥当性評価	実施主体の妥当性	行政が実施すべき事業であるかを評価します。
	手段の妥当性	事業遂行の手段として適切であるかを評価します。
効率性評価	コスト効率 人員効率	コスト効率, 人員効率は高まっているかを評価します。
公平性評価	受益者の公平性	受益者が特定の個人や団体に偏っていないかを評価します。
有効性評価	成果の向上	事務事業の成果は上がっているかを評価します。
進捗度評価	事業進捗度	事業の進捗は順調かを評価します。

③ 事業の方向性と内容

【新規事務事業】

方向性	内容
予定どおり要求	事業内容に特段の問題がなく, 事業成果が期待できるため, このまま予算要求するもの。
一部改善の上要求	事業内容の一部見直しを図ることで, 最大限の成果を期待することができるため, 見直しを行なったうえで予算要求するもの。
今回は見送り	成果が期待できないため, 今回は予算要求しないこととするもの。
その他の処置	他の事業の拡大等により, 本事業の目的の達成等が期待できるもの。

【主要事務事業】及び【一般事務事業】

方 向 性	内 容
拡充（人・モノ・カネ等の拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の拡大・重点化を図るもの。 ・人員や予算の拡大も含み、投入以上の成果（目標の拡大）を求める。
改善・改革しながら継続 （成果向上・成果維持） （コスト削減・コスト維持）	<ul style="list-style-type: none"> ・投入量（予算・人員等）を維持または縮小を図りつつ、内容の充実・成果の拡大を図るもの。 ・成果はそのまま、投入量（予算・人員等）を維持または縮小を図るもの。
現状のまま継続 （改善・改革なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に改善点が全くないので、事業を前年度と同様に実施していくもの。
統合・新事業への展開	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事業との統合や新たな事務事業への衣替えを行ない、全体的な効率の向上、成果の向上を図るもの。
縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（人員や予算等）を削減するもの。 ・活動内容が削減されることになるため、成果も必然的に縮小される。縮小による受益者への影響も考慮する。
休止・廃止・終了	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を一時的に休止し、様子を見る、あるいは廃止するもの。 ・事業が完成した、事業の目的が完全に達成された、あるいは、予定していた事業の期間が終了したものの。

④ 事務事業の改善方向性

結城市教育事務点検・評価実施方針により、ホームページで公開することとされている事務事業の今後の方向性（平成28年度以降に向けての改善改革の方針）は、以下のとおりです。

【新規事務事業】

① 内部評価

区分	予定どおり要求	一部改善の上要求	今回は見送り	合計
件数	4			4
割合	100%			100%

② 外部評価

区分	予定どおり要求	一部改善の上要求	今回は見送り	合計
件数	4			4
割合	100%			100%

③ 教育委員会評価

区分	予定どおり要求	一部改善の上要求	今回は見送り	合計
件数	4			4
割合	100%			100%

【主要事務事業】及び【一般事務事業】

①内部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	2	23				1	26
割合	7.7%	88.4%				3.9%	100%

②外部評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	2	23				1	26
割合	7.7%	88.4%				3.9%	100%

③教育委員会評価

区分	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	改善・改革しながら継続	現状のまま継続(改善・改革なし)	統合・新事業への展開	縮小	休止廃止終了	合計
件数	2	23				1	26
割合	7.7%	88.4%				3.9%	100%

(2) 学校評価

① 共通評価項目

平成28年度においては、平成27年度の教育活動や学校運営を対象に評価を行いました。各学校が実施している学校評価の評価項目のうち、評価の対象とした学校評価共通評価項目は、次の4項目です。

1	確かな学力の育成
2	豊かな心の育成
3	健康と体力の向上
4	地域に信頼される学校づくり

この共通評価項目ごとに設定された目標の達成状況や取組の適切さ等について、次の評価基準により、取組状況や実践の課題等を検証したうえで評価を行い、次年度以降の改善方策を明らかにしました。

② 評価基準

1	達成できなかった
2	いま一步である
3	ほぼ達成された
4	十分達成された

③ 目標の達成状況

結城市学校評価実施要項に基づく学校評価・共通評価項目ごとの達成状況は、以下のとおりです。

なお、教育委員会評価にて、「地域に信頼される学校づくりにおいては、地域との連携が不可欠であり、一層の取り組みが必要」との意見が付されました。

【確かな学力の育成】

区 分		未達成	いま一步	ほぼ達成	十分達成	合 計
学 校 数	自己評価			11	1	12
	学校関係者評価			6	6	12
	外部評価			9	3	12
	教育委員会評価			9	3	12

【豊かな心の育成】

区 分		未達成	いま一步	ほぼ達成	十分達成	合 計
学 校 数	自己評価			8	4	12
	学校関係者評価			2	10	12
	外部評価			1	11	12
	教育委員会評価			1	11	12

【健康と体力の向上】

区 分		未達成	いま一步	ほぼ達成	十分達成	合 計
学 校 数	自己評価			10	2	12
	学校関係者評価			6	6	12
	外部評価			8	4	12
	教育委員会評価			8	4	12

【地域に信頼される学校づくり】

区 分		未達成	いま一步	ほぼ達成	十分達成	合 計
学 校 数	自己評価			8	4	12
	学校関係者評価			5	7	12
	外部評価			6	6	12
	教育委員会評価			6	6	12

※ 平成28年度の学校関係者評価実施校は市内小学校9校、中学校3校の12校全校

6 施策別点検・評価対象事業一覧表

【主要事務事業及び一般事務事業評価】

未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）

施 策	NO	事務事業名	評価担当課
生きる力を育む教育環境づくり (学校教育)	1	社会人 T T 配置事業	学校教育課
	2	学校図書館運営事業	学校教育課
	3	外国語指導助手派遣事業	指 導 課
	4	小学校英語活動推進事業	指 導 課
	5	食育推進事業	給食センター
	6	小学校施設整備事業	学校教育課
	7	中学校施設整備事業	学校教育課
	8	中学校施設耐震化推進事業	学校教育課
	9	不登校児童・生徒支援事業	指 導 課
	10	学校給食運営管理事業	給食センター
	11	紬のふるさと体験授業推進事業	指 導 課
	12	通学時安全対策指導事業	学校教育課
生涯を通じてともに学べる環境 づくり（生涯学習・地域教育・青 少年の健全育成）	13	公民館運営事業	生涯学習課
	14	家庭教育支援事業	生涯学習課
	15	ゆうき図書館運営管理事業	ゆうき図書館
	16	図書等整備事業	ゆうき図書館
	17	ふるさと・体験事業	生涯学習課
誰もが楽しめるスポーツ・レクリ エーション活動の推進（スポー ツ）	18	体育施設管理運営事業	スポーツ振興課
	19	スポーツライフ推進事業	スポーツ振興課
	20	スポーツ団体・指導者育成事業	スポーツ振興課
個性豊かな芸術文化の創造（芸 術・文化）	21	文化施設管理運営事業	生涯学習課
	22	市民情報センター管理運営事業	ゆうき図書館
	23	市民文化センター改修事業	生涯学習課
	24	結城廃寺跡整備事業	生涯学習課
人権が尊重される社会づくり（男 女共同参画・人権）	25	人権教育推進事業	生涯学習課
国や地域を越えた交流の推進（国 際交流・地域間交流）	26	友好都市交流事業	生涯学習課

【新規事務事業評価】

未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）

施 策	NO	事務事業名	評価担当課
生きる力を育む教育環境づくり（学校教育）	27	小学校 ICT 教育環境整備推進事業	学校教育課
	28	中学校 ICT 教育環境整備推進事業	学校教育課
	29	学校図書館運営事業（中学校）	学校教育課
生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成）	30	地域の教育支援体制構築事業	生涯学習課

【 参 考 资 料 】

結城市教育事務点検・評価実施方針

平成24年9月24日

結城市教育委員会決定

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、結城市教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、20年4月1日から施行された。教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくため、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方及び私立学校に関する教育行政について所要の改正が行われた。

この改正に伴い、新たに教育委員会に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」が義務付けられたため、結城市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について、外部の知見を活用して点検及び評価を行い、課題や事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される開かれた教育行政を推進する。

2 評価対象

結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、教育に関する施策、主要事務事業及び新規事務事業並びに学校が実施している学校評価を対象とし、点検及び評価を行う。

3 評価方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策、事務事業及び学校評価共通評価項目の進捗状況を明らかにするとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 結城市が実施している行政評価システムを活用するものとし、結城市行政評価実施要項及び結城市行政評価実施方針に基づき、評価対象事業担当課の記入者評価・1次評価及び企画調整会議による最終評価の再評価を行う。

- (3) 行政評価における施策、事務事業の内部評価並びに学校評価における共通評価項目の自己評価及び学校関係者評価の結果を取りまとめ、結城市行政評価実施方針別表2及び結城市学校評価実施要項に基づく評価基準により、学識経験者の意見を聴取したうえで、教育委員会において最終点検及び評価を行う。

4 外部評価

- (1) 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「結城市教育事務評価委員」を置く。
- (2) 教育事務評価委員は、3人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (3) 教育事務評価委員の任期は、2年とする。

5 評価結果の活用

点検・評価の結果を踏まえ、次年度以降の事業運営及び学校運営に反映させる。

6 評価結果の公表

- (1) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、結城市議会に提出する。
- (2) 市民に開かれた教育行政を運営するため、施策、主要事務事業及び新規事務事業の評価結果については、市ホームページで公開する。

結城市教育委員会規則第10号

結城市教育事務評価委員設置規則を次のように定める。

平成20年8月26日

結城市教育委員会

結城市教育事務評価委員設置規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、結城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性を確保するため、結城市教育事務評価委員（以下「評価委員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委嘱)

第3条 評価委員は、3人以内とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表評価委員)

第5条 評価委員に代表評価委員を置き、評価委員の互選によりこれを定める。

2 代表評価委員は、評価委員を代表し、評価委員の事務を統括する。

3 代表評価委員に事故があるときは、あらかじめ代表評価委員が指名する評価委員がその職務を代理する。

(評価委員会議)

第6条 評価委員は、必要に応じ、第2条の所掌事項について協議するため、評価委員会議を開催するものとする。

2 評価委員会議は、代表評価委員が招集し、代表評価委員がその議長となる。

3 評価委員会議は、評価委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 代表評価委員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

結城市教育委員会教育長訓令第1号

結城市学校評価実施要項を次のように定める。

平成22年1月25日

結城市教育委員会教育長

結城市学校評価実施要項

(趣旨)

第1条 この訓令は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条（同法第49条において準用する場合を含む。）及び結城市立小・中学校管理規則（昭和40年結城市教育委員会規則第9号）第19条の4の規定に基づき、結城市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）が行う学校運営の評価（以下「学校評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 学校は、自らの教育活動その他の学校運営について、目標を設定し、その達成状況や取組の適切さ等について評価することにより、組織的・継続的な改善を図るものとする。

2 学校は、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施並びにその結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、学校、家庭及び地域の連携協力による学校づくりを進めるものとする。

3 結城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援、条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上に努めるものとする。

(学校評価の種類)

第3条 学校評価は、自己評価及び学校関係者評価により行うものとする。

(自己評価)

第4条 自己評価は、原則として当該学校の教職員全員の参加のもとで、学校経営計画に照らし、当該学校における目標の達成状況や取組の適切さ等について評価を行うものとする。

2 自己評価を行うに当たっては、児童生徒、保護者、地域住民等を対象とする学校の教育活動等に関するアンケートの結果等を資料として活用するものとする。

3 自己評価の結果を取りまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討するものとする。

(学校関係者評価)

第5条 学校関係者評価は、保護者、地域住民等により構成された学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、次に掲げる事項について評価を行うものとする。

- (1) 前条の規定による自己評価の結果
- (2) 教育活動その他の学校運営の状況
(評価委員会)

第6条 前条に規定する学校関係者評価を行わせるため、学校に評価委員会を置く。

2 評価委員会は、原則として委員5人以内をもって組織するものとし、委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。この場合において、校長は、第1号に掲げる者のうちから少なくとも委員を1人以上委嘱しなければならない。

- (1) 当該学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 地域住民（学校評議員、自治協力員、民生委員・児童委員、青少年育成団体関係者等）
- (3) 当該学校以外の接続する学校の教職員
- (4) その他校長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。ただし、新年度において新たに委員が委嘱されるまでの間、引き続きその職責を負うものとする。

4 評価委員会の会議は、年2回を原則とし、校長が招集する。

5 評価委員会の運営は校長が行い、運営に関する事務を行わせるため、学校に事務局を置く。

6 評価委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(評価項目)

第7条 自己評価及び学校関係者評価における評価項目は、教育委員会が提示する4つの学校評価共通評価項目ごとに、学校がそれぞれの実情に応じ、1項目以上3項目以内の独自の経営の重点目標及び目標達成のための具体策を適切に設定し行うものとする。

2 前項に規定する評価項目の全体の項目数は、経営の重点目標は6項目以上10項目以内とし、目標達成のための具体策は8項目以上10項目以内とする。

(報告及び公表)

第8条 校長は、学校評価の結果について教育委員会に報告するとともに、保護者、地域住民等に公表するものとする。

2 前項に規定する報告は、当該年度の2月末日までに別記様式により行うものとする。

(留意事項)

第9条 教育委員会は、学校評価を行うことにより、学校の序列化や過度の競争といった弊害を生じないように努めるものとする。

2 校長は、学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報保護に留意しなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

【参考例】

〇〇市立〇〇学校学校関係者評価委員会運営規程

(設置)

第1条 結城市立小・中学校管理規則（昭和40年結城市教育委員会規則第9号）第6条第6項の規定に基づき、本校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、教育活動その他の学校運営の向上に資するため、〇〇市立〇〇学校学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について評価を行うものとする。

(1) 本校が行う自己評価の結果

(2) 本校の教育活動その他の学校運営の状況

2 評価委員会は、前項に規定する評価を行うに当たっては、次に掲げる手法を活用するものとする。

(1) 学校の自己評価の結果と改善方策についての説明

(2) 授業、学校行事等の参観

(3) 学校の施設及び設備の確認

(4) 校長その他の教職員及び児童（生徒）との意見交換

(組織)

第3条 評価委員会は、原則として委員5人以内をもって組織するものとし、委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。この場合において、校長は、第1号に掲げる者のうちから少なくとも委員を1人以上委嘱しなければならない。

(1) 本校に在籍する児童（生徒）の保護者（PTA会長等）

(2) 地域住民（学校評議員、自治協力員、民生委員・児童委員等）

(3) 本校以外の接続する学校の教職員（〇〇学校長等）

(4) その他校長が必要と認めた者

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。ただし、新年度において新たに委員が委嘱されるまでの間、引き続きその職責を負うものとする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、年2回を原則とし、校長が招集する。

2 校長は、前項に規定する会議のほか、必要に応じて臨時の会議を開催することができ

る。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 評価委員会の運営は校長が行い、運営に関する事務を行わせるため、校内に事務局を置く。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和31年法律第162号）

※平成20年4月1日施行

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5）次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6）第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。